

第 5030 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月23日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 受給証券発行信託証券等の評価

**Q**：上場している受給証券発行信託の受給証券の相続税評価額が明らかにされたそうですが、どのように評価することになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

さきごろ、国税庁から受給証券発行信託証券等の評価方法が公表されました。

内容は、次のとおりです。

金融商品取引所に上場されている受給証券発行信託の受給証券は、①上場株式と同様に、金融商品取引所において取引され、日々の取引価格及び最終価格の月平均額が公表されていること、③上場株式における権利落又は配当落に相当する事象が生じることから、財産評価基本通達169(上場株式の評価)から172(上場株式についての最終価格の月平均額の特例)までの定めに基づいて評価することとされました。

また、金融商品取引所に上場されている受給証券発行信託の受給証券については、株式に係る配当期待権に相当する金銭分配期待権が生じることから、財産評価基本通達193(配当期待権の評価)に基づいて評価することとされました。

ここでいう受給証券発行信託とは、1又は2以上の受給権を表示する証券(受給証券)を発行する旨の定めのある信託をいい、ETN(指標連動証券)とは、価額が株価指数・商品指数等の特定の指標に連動し、発行者がその信用力を基に発行する債券をいいます。

